

国鉄施第86号
平成20年2月29日

各地方運輸局鉄道部長 殿

国土交通省鉄道局施設課長

株式会社ゆりかもめの列車脱線事故に係る対応について

平成18年4月14日に発生した株式会社ゆりかもめの列車脱線事故について、平成20年2月29日、航空・鉄道事故調査委員会から別紙のとおり建議がされたところである。

本件については、当該事故の直後に、同種事故の再発防止を図るため「案内軌条式鉄道の運行に係る安全確保について」（平成18年4月17日付け国鉄施第17号、国鉄安第7号）によりハブの探傷検査の実施を指示したが、今般の建議を踏まえ、あらためて、下記により貴局管内関係鉄軌道事業者を指導されたい。

記

1. 案内軌条式鉄道で現在使用されているハブが、設計時にホイールとの接触面にフレット磨耗による隙間が生じ、この状態でホイールナットの締め付けによって応力の発生することが想定されているかどうか確認すること。
2. 上記1の確認の結果、応力の発生することが設計時において想定されていない場合において、ハブの摩耗量管理値の検討を行ったうえで強度の検討を行い、強度が不足する場合には、十分な強度を有するものに交換する等の対策を講ずること。なお、この場合において、十分な強度を有するものに交換するまでの間は、摩耗量管理のほか、適切な時期に探傷検査を行う等の対策を講ずること。
3. 案内軌条式鉄道におけるハブの保守に際しては、ホイールとの接触面の摩耗量の管理を行うなど、摩耗を考慮した方法とすること。
4. 関係鉄軌道事業者において、上記1、2及び3に関し実施する具体的な対策について、本年3月末日までに報告すること。